

清朝崩壊後のモンゴル・チベット関係

——蒙蔵条約とその後——

橘 誠

(下関市立大学経済学部)

問題の所在

1. 清朝崩壊とモンゴル・チベット

- ・1912年2月の清朝崩壊に前後して、モンゴルとチベットは「独立」を宣言。
- ・清朝の影響力下からの自立 → 新たな関係(政権と政権の関係=近代的か?)の構築。
- ・「モンゴル史」、「チベット史」の個々の研究、国際関係についての研究は多数。
- ・独立を宣言したモンゴル・チベット関係? ← 蒙蔵条約のみ(存在の有無、有効性)

2. 本報告の課題

- ・蒙蔵条約締結の意図・背景は?
- ・蒙蔵条約は締結後いかに運用されたのか?
- ・シムラ条約、キャフタ協定によってモンゴル・チベット関係はどう変わったのか?
- ・以上の課題を主にモンゴル国の史料に基づき検討。

関連年表

1904年～1906年	ダライ・ラマ13世、モンゴルに滞在
1911年10月10日	辛亥革命勃発
1911年12月1日	モンゴルの独立宣言(29日、ボグド・ハーン政権の成立)
1912年11月3日	露蒙協定の締結
1913年1月11日	蒙蔵条約の締結
1913年2月13日	チベットの「独立宣言」
1913年10月13日～	シムラ会議(～1914年7月3日、シムラ条約)
1914年9月8日～	キャフタ会議(～1915年6月7日、キャフタ協定)
1919年11月22日	外モンゴルの自治撤廃
1921年7月11日	人民政府の成立(モンゴル革命)
1924年11月26日	モンゴル人民共和国の成立

一、蒙蔵条約締結の背景

1. 先行研究

- ・チベット全権ドルジエフはロシア臣民、ダライ・ラマの批准なし → 条約は無効。
- ・その存在そのもの、もしくはその法的効力に対する疑問への反論¹。
- ・チベットを独立国家として承認した唯一の条約としての重要性の強調。

2. ジェブツンダムバ・ホトクトとダライ・ラマ — 対抗と畏敬

- ・1904年のモンゴル亡命時の接近と決裂。
- ・ジェブツンダムバ・ホトクトのダライ・ラマ化²。

「[ダライ・ラマのウルガ到着により] ウルガのホトクト (ジェブツンダムバ) の地位が低下する³」(П.М.Лещар)

「彼 (ダライ・ラマ13世) がウルガ (フレー) にいることはボグドラマ (=ジェブツンダムバ) を経済、名声の点で破滅させるものであり、それがウルガに滞在するべきではないとされる理由のひとつである⁴」(Ernest Satow)

3. 蒙蔵条約とジェブツンダムバ・ホトクト

- ・ダライ・ラマと対等に (蒙蔵条約第一条、第二条、史料①)。

「宗教上の位階制において下位にあるホトクトにとって、信仰における権威は絶対と見なされるチベットの変節者による対等の原則での条約締結の提案は心を動かさずにはいられなかった⁵」(И. Я. Короствец)

「ドルジエフは、王公達との交渉が始まり、チベット・モンゴル間の協定の締結を期待すると伝えた。私は、この問題はわれわれには興味がないと彼にほのめかした。もちろん、協定は仏教徒から見ればホトクトの精神的権威を高めるが、政治に関しては、それは意義を持たない。なぜならば、チベット自体がいまだ属国だからである⁶」(И. Я. Короствец)

¹ Parshotam Mehra 1969, "The Mongol-Tibetan treaty of January 11, 1913," *Journal of Asian History*, Vol.3, No.1; Michael C. van Walt van Praag 2013, "A legal examination of the 1913 Mongolia-Tibet treaty of friendship and alliance," *Lungta*, Spring 2013.

² 石濱裕美子 2014「ジェブツンダムバ8世の即位礼にみるダライラマの即位礼の影響について」『日本モンゴル学会紀要』44。

³ Е. А. Белов (Ответственный редактор), *Россия и Тибет: Сборник русских архивных документов 1900-1914*, стр. 59.

⁴ 棚瀬慈郎 2009『ダライラマの外交官ドルジエフ:チベット仏教世界の20世紀』(岩波書店), 77頁。

⁵ 外務省外交史料館. 2門1類2項21号「露蒙協約一件」第2巻,1114-1116頁。

⁶ 「附蒙蔵条約関係」『日本外交文書』大正2年第1冊, 460文書, 583頁。

⁶ И. Я. Короствец 2009, *Девять месяцев в Монголии: Дневник русского уполномоченного в Монголии*, Составитель Охной Батсайхан, 219.

「蒙古ニ取りテハ何ハ兎モアレ総教長タル達頼喇嘛ヨリ其独立ヲ認メラレタルハ多大ノ光榮タルベク況ンヤ条約締結ノ申込ガ先ツ拉薩教主ヨリナサレタルハ蒙古人ノ得意ハ勿論其結果全国教民ノ上ニ及ホス感化ノ偉大ナルハ言フ俟タス⁷」(Marchel van Lerberghe)

4. モンゴルの国内政治

- ・条約締結がハーンに上奏されていない ← 交渉は勅令により行われた(前文)。政府として締結してないのか？
- ・モンゴルの王公は交渉に不参加 ← 政権内の対立を反映か？
- ・外務大臣ハンダドルジの不在 ← 王公代表の不在時を狙って締結か？

5. 条文の検討(史料①)

- ・「独立」を相互に承認したのか？⁸

前文：われらモンゴル・チベット両国が清国の支配を脱し中国から分離してそれぞれ独立(өөртөө эзэрхэх) 国家を樹立した・・・

第一条：モンゴル国が独立(өөртөө эзэрхэн)して国家を樹立し・・・

第二条：チベット人が独立(өөртөө тогтнон)して別の国となり・・・

→モンゴル語テキストで「独立」の部分は、өөртөө эзэрхэн、өөртөө тогтнон。

→現代モンゴル語で「独立」は、тусгаар тогтнол, тусгаар тогтнох。

өөртөө эзэрхэн = 漢語「自主」の直訳モンゴル語

өөртөө тогтнон = 漢語「自立」の直訳モンゴル語

モンゴル語訳『万国公法』(Түмэн улсын ердийн цааз) 第1巻第2章14節

貢物を捧げる国と藩属の国を、公法においてはその残った主権の大小を見てその自主の割合を決める。すなわち、ヨーロッパの海浜諸国が、以前、バーバリ国に貢物を捧げる時、その「独立」өөртөө тогтнож өөрөө эзэрхэхの権に全く抵触することはなかったのである⁹。

進貢之國、並藩邦、公法就其所存主権多寡、而定其自主之分。即如欧羅巴濱海緒國、前進貢於巴巴里時、於其自立自主之權並無所碍¹⁰。

→独立を相互に承認。

⁷ 「附蒙藏条約關係」『日本外交文書』大正2年第1冊, 460文書, 583頁。

⁸ 本問題の詳細は、橋誠2014「モンゴル『独立』をめぐる翻訳概念」岡本隆司編『宗主権の世界史：東西アジアの近代と翻訳概念』名古屋大学出版会を参照。

⁹ Түмэн улсын ердийн цааз, 35 дахь тал.

¹⁰ 『萬國公法』卷一、第二章第十四節「進貢藩属所存主権」。Elements of International Law の該当箇所は、Tributary States, and States having a feudal relation to each other, are still considered as sovereign, so far as their sovereignty is not affected by this relation. Thus, it is evident that the tribute, formerly paid by the principal maritime powers of Europe to the Barbary States, did not at all affect the sovereignty and independence of the former.

二、蒙蔵条約のその後

- ・蒙蔵条約は締結後、モンゴル国においてどのように機能していたのか？

1. 対チベット交渉窓口

- ・モンゴル政府のどの役所がチベットと交渉するか？

共戴三年七月十九日（1913年8月28日）付モンゴル国総理府のボグド・ハーンへの上奏
チベット国はすでに独立国家となり、わがモンゴル国と友好条約を締結した①。しかしながら、彼らの国からわが国の首都（ニースレル・フレー）に特別に官吏を駐在させてはいないが、チベット国の商人が数多く居住し、交易を行っているので、彼らのあらゆる案件を他国同様に外務省が管轄すべきである②が、臣らが勝手に決めることではない・・・¹¹

→①チベットを独立国家と見なし、蒙蔵条約の存在を認める。

→②在モンゴル・チベット人は「他国同様に」外務省が管轄することに。

2. チベット人への課税問題

- ・中国商人は一律商品従価の5パーセント、酒・たばこについては10パーセントを課税。
- ・ロシア商人は露蒙協定付属議定書第2条の規定により輸出入ともに関税を免除¹²。
- ・一部の先行研究ではチベット人は無関税であったことに言及¹³。

共戴三年十月二十日（1913年11月18日）、税務省発外務省宛書簡

チベット国はすでに独立国家となり、わが国と友好条約を締結した①・・・徴税規則の中にチベットの商人から徴税するか否かを明確には示していない。またチベット国と締結した友好条約の中で彼らの国の商人から徴税するか否かを協議したのか否かをわが省は確認する資料がない②・・・チベット人の商人から徴税してよいのか否かをできれば外務省において決定することを求める③他、仮に彼らの国の商人から徴税するというのであれば、勅令を乞うための上奏はどの省から行うのかを共に決定することを求める¹⁴。

→①チベットが独立国家であることを確認し、条約の存在を認めている。

→②蒙蔵条約の中で関税について協議したかどうか不明。

→③税務省はチベット人への課税の可否を、チベット案件を管轄する外務省に照会。

¹¹ Монгол улсын дотоод хэргийг бүгд захиран шийтгэгч яам, Баримт бичгийн эмхтгэл, 1911-1919 он, Улаанбаатар, 2011, 239-240.

¹² 「大ロシア国臣民は、旧来通り、・・・あらゆる製品の輸出入、そして商品を販売する権利を有し、関税およびその他の税を納めない。」

¹³ Л.Дүгэрсүрэн 1956, Улаанбаатар хотын түүхээс, Улаанбаатар, 73; Ц. Батбаяр, Д.Гомбосүрэн 2009, Монгол ба Түвд: XX дууны эхний хагаст: XIII Далай лам Түвдэнжамц Монголд заларсан түүх, Улаанбаатар, 128.

¹⁴ Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив. ФА8-Д1-ХН409-Н3.

共戴三年十月二十二日（1913年11月20日）付の外務省の回答

チベット国と協議し締結した友好条約において、彼らの国の商人から徴税するか否かを協議したことはなく①、今は彼ら商人から他の外国と同様に徴税してはならないとする根拠もない②が、このように徴税するか否かを勅令を乞うために上奏し、謹んで従うべきであるので、これを税務を取り仕切るべき税務省に送り、届くや否や検討して、上奏して決定していただきたい¹⁵。

→①蒙蔵条約の交渉において関税について協議していない。

→②規定がない以上課税しない理由はない ← 蒙蔵条約が参照すべきレギュレーションとして機能。

3. 蒙蔵条約の交渉過程

・ Tsyrempilov 氏発見の蒙蔵条約草案第三条 = 二国間の無関税交易に関する条項

「モンゴル語草案の第三条は、チベット語草案と同様、二国間の無関税交易を宣言している¹⁶」

γuduyar

inaysi činaysi mayimaγ_a-u ed-dür γayili ülü abulčaqu ba mayimaγ_a delgeregülkü-yi kičiyekü.

「第三：往来する交易品に関税をかけず、交易振興に努める」

→無関税交易に関する交渉は実際にはなされていた。

⇒外務省に記録がない = 蒙蔵条約はモンゴル政府が「政府」として締結したものではない。にも関わらず、モンゴル・チベット間において蒙蔵条約は準拠すべきレギュレーションであった。

・ 先行研究における決議

С.Идшинноров 1996 所収、共戴四年五月二十八日（1914年7月21日）の史料

「チベット人を区別して見る必要はない。漢人商人同様に課税すべきである¹⁷。」

→政府決定としては、チベット人にも課税すべき旨が記されている。

○チベット人は必ずしも無関税ではなかった。

¹⁵ Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив. ФА8-Д1-ХН409-Н1.

¹⁶ Nikolay Tsyrempilov 2013, "The 1913 Tibet-Mongolia Treaty of Friendship and Alliance: New Sources Uncovering the History of Its Drafting," *The Centennial of the Tibet-Mongol Treaty: 1913-2013*, Lungta, Spring 2013, 38-40.

¹⁷ С.Идшинноров 1996, *Монгол улсын гаалийн товч түүх*, 58.

三、シムラ条約・キャフタ協定後の変化

- ・シムラ条約—中国の宗主権下の外チベットの自治、チベットは中国領の一部
(中国は批准を拒否)
- ・キャフタ協定—中国の宗主権下の外モンゴルの自治、外モンゴルは中国領の一部

○外モンゴルにおけるチベット人はどの法に従うのか、どのような主体が管理するのか
(中国の宗主権、モンゴルの自治の問題)？

1. 法的問題

- ・1915年10月4日、駐北京ロシア公使クルペンスキー→外交総長陸徵祥¹⁸

クルペンスキー：外モンゴルに居住するチベット人民は中国の法律を遵守すべきか、それともモンゴルの法律を遵守すべきか？

陸：本（外交）部が詳しく調査する。ただし、総長の考えではモンゴルに居住するチベット人民は当然中国の法律を遵守すべきである。ただ、外モンゴルにどれくらいのチベット人がいるか分からない。

クルペンスキー：毎年、宗教の関係でモンゴルにやって来るチベット人は少なくない。

- ・1915年10月8日、外交部秘書王廷璋→クルペンスキー¹⁹

王：先日、貴公使が照会された外モンゴルに居住するチベット人民は中国の法律を遵守すべきか否かについて・・・当然中国の法律を遵守すべきであると思われる。そこで、本秘書を派遣し回答させた。

クルペンスキー：それは結構。政府に伝達する。

※「チベット人」とは誰か（内・外チベット、アムド）？

Cf. キャフタ協定第13条・14条²⁰

第13条：自治外モンゴルに居住する中国人民同士の民事・刑事事件は、フレーに駐在する中国の大臣、および自治外モンゴルのその他の地に駐在する大臣補佐員が審理判決する。

第14条：自治外モンゴルのモンゴル人と自治外モンゴルに居住する中国人民間の民事・刑事事件は、フレーに駐在する中国の大臣、および自治外モンゴルのその他の地に駐在する大臣補佐員、または両者の代表者およびモンゴルの官吏が共同して審理判決する・・・有罪者はそれぞれの法律によって処罰する。

¹⁸ 中央研究院近代史研究所档案館. 03-32-171-01-046. 西藏人居留外蒙事

¹⁹ 中央研究院近代史研究所档案館. 03-32-171-01-049. 居留外蒙之藏人應遵守中國法律事

²⁰ *Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ(Өдөр тутмын тэмдэглэл)*, эмэтгэж тайлбар бичсэн О.Батсайхан, Улаанбаатар, 2013, 408-409.

2. 在モンゴル・チベット人管理（史料②、③）²¹

・1916年、中国はモンゴル政府のチベット人に対する管理権の回収を試みる（史料②下線②、史料③下線①）。

・ロシア公使との問答では、モンゴル在住チベット人は中国の法律に従うべきと回答していたが、ここでは中国の管理に入るのか、ジェブツンダムバの保護下に留まるのかを確認。

→在モンゴル・チベット人はジェブツンダムバの保護下に留まることを希望（史料②下線③、史料③下線②）。

→蒙蔵条約は、他国が承認したかどうかは別に、モンゴル・チベット間では機能（史料②下線①）。

→中国はチベット人を「中国人民」としては扱えなかった。

3. 再び課税問題

・シムラ条約、キャフタ協定後のモンゴルはチベットを独立国家として見なし続けたのか、あるいは中国の一部に入ったとするならば中国人同様、課税の問題が出現。

共戴五年五月九日（1915年6月21日）付税務省発外務省宛書簡の草案

ロシア、チベット人など無関税の人々①からモンゴル人が商品を購入した場合は、購入者が税を支払うことにより、転売による課税漏れを防ぐことができる・・・特に規則は決まっていないが、課税しなければ、税収入が得られない。狡猾なモンゴル人がロシア人、チベット人とつるんで、自分の家畜をロシア・チベット人から購入したと虚偽の証言をするかもしれない②²²。

→①チベット人は無関税。

→②ロシア、チベットの名義貸し。

共戴五年五月二十日（1915年7月1日）付税務省発外務省宛書簡の草案

昨年（1914年）夏、税務省から総理府等にチベット国の貿易から税を徴収すべきか否かを協議し・・・チベット政府と協議して決めることに決定①。

本年（1915年）正月、キャフタの税務局からの報告で、キャフタ会議出席中の代表に、キャフタに来たガチン・ラマのサンチベット人ラマ・ダワーデンデブから徴税するか否かを照会・・・ガチン・ラマはすでにハルハに招いてシャビに編入しているので、規則通りに徴収するし、今後もモンゴルの商品を販売する者があれば、同様に徴税する・・・チベット人が販売するモンゴル商品は全て課税②する²³。

→①1914年～1916年のどこかでチベット側と協議し無関税に。

→②チベット人であってもモンゴルの商品を売買するものには課税。

²¹ Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив. ФА4-Д1-ХН408-Н1, Н2.

²² Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив. ФА8-Д1-ХН627-Н19.

²³ Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив. ФА8-Д1-ХН627-Н1.

四、モンゴル革命後

- ・1921年7月の人民政府成立後、10月19日、内外を問わず全て課税することに決定し、チベット人商人も課税対象に。ただし、1925年11月には仏像や仏典については免税²⁴。
- ・1922年には、10月14日付で「チベット国」の外務省宛に書簡を送ってチベット国から外交使節を派遣することを要請し、関係樹立を模索²⁵。 ← 回答なし
- ・1925年のモンゴル人民共和国第二回国会において、外務大臣がチベット国への代表派遣を準備していることに言及²⁶。
- ・1926年9月には駐チベット国全権大使ゴンボイドゥシンが派遣され、1927年4月28日から同年12月9日までラサに滞在、ダライ・ラマと交渉。 ← 失敗



革命以降はソヴィエト・ロシア、ソ連の影響

ボグド・ハーン政権時との関係の質的变化

まとめ

- ・蒙蔵条約は、未だ不明な点も多く、近代国際法的な有効性については疑問の余地も残るが、条約の締結自体には意義があり、象徴的な意味としてだけでなく現実的な問題に対処するために少なくともモンゴル・チベット間では有効に機能。
- ・清朝崩壊後のモンゴル・チベット関係は、モンゴル・中国関係、チベット・中国関係の変遷とはそれほど関係なく展開。
- ・中国は領土の一部であるモンゴルとチベット関係に関与できていなかった。
- ・モンゴル革命後もモンゴル国はチベット国との関係維持・回復の努力を見せるが、チベットにより拒否。
- ・ボグド・ハーン政権期と人民政府期ではモンゴル・チベット関係が質的に変化。

²⁴ Ц. Батбаяр, Д.Гомбосүрэн 2009,131.

²⁵ D. Gombosuren 2013, "A Comparative Analysis of the Mongolia-Tibet Treaty of 1913 and the 1922 Mongolian Diplomatic Note," *Lungta*, Spring 2013.

²⁶ Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын хоёрдугаар их хурал, 2008, 75-76.

【史料編】

① 蒙蔵条約²⁷

われらモンゴル・チベット両国が清国の支配を脱し中国から分離してそれぞれ独立（*өөртөө эзэрхэх*）国家を樹立したのは、古より現在に至るまでモンゴル・チベットは宗教を同じくし、相互に極めて友好であり、今後も更に深めることを重視する〔ためであり〕、条約を締結するのは、モンゴル国のハーンの勅令により条約を交渉する権限を授与された大臣、代理外務大臣ダー・ラマ・ニヤクト・ビリクト・ラブダン、次官、將軍マンライ・バートル貝勒ダムディンスレン

チベット国のハーンの勅令により条約を交渉する権限を授与された官吏、ツァンシブ・ハンチン・ロブサンアグワン（ドルジェフ）、ドニル・アグワンチョインジン、銀行理事イシジャムツ、書記ハンドガルサン

〔である。〕

第一条 モンゴル国が独立（*өөртөө эзэрхэн*）して国家を樹立し、黄教の主ジェブツンダムバ・ラマを国のハーンに亥年の十一月九日の日に推戴したことをチベット国のハーン・ダライ・ラマは承認する。

第二条 チベット人が独立（*өөртөө тогтнон*）して別の国となり、ダライ・ラマを国のハーンに推戴することをモンゴル国のハーン・ジェブツンダムバ・ラマは承認する。

第三条 仏教を更に普及させる利益を両国が協議し努める。

第四条 モンゴル・チベット両国は現在より永遠に内外の脅威に遭遇した場合は相互に支援し合う。

第五条 政教の仕事、政教の学習のために往来する者をそれぞれの国内において相互に支援し合う。

第六条 モンゴル・チベット両国はそれぞれの地域から産出した商品、家畜、皮革などの交易と加工、および金融流通はこれまで通り行う。

第七条 今後、貸借をなす場合は、貸方と借方が旗衙門に報告し、本物の印により承認されたものでなければ、返済に際して公的には審議しない。ただ、条約締結以前に本当に困難な理由があり、相互に合意に至らなければ、代わりに取立てする。決して属下のシャビ、旗に請求しない。

第八条 本条約を締結したもの以外に追加する条項があれば、その時にモンゴル・チベット両国の政府から権限を有する大臣を派遣し、時局に応じて協議する。

第九条 本条約は協議して調印したその日から発効する。

²⁷ О. Батсайхан 2008, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба хутагт*, Улаанбаатар, 334.

②火龍年四月二十二日（1916年）付在フレー・チベット人の書簡²⁸

（小林亮介氏の翻訳）

このハルハの大フレーに永住するチベット人と、貿易に従事する僧侶・俗人と、〔商業に携わらず修行に専念する〕僧侶らは、かねてより、この地域に到着して以来、歴代の主ボグド・依怙尊・ジェプツンダンパの慈悲の涼しい陰のもとで生活し、往来の利便（自由）〔を保証する〕法によって代々継続的に保護されてきたのみならず、僧俗チベット人もまた引き続き法に従っております。その上で、水鼠年に条約を締結した内容の記載においても、チベット・モンゴルは仏教信仰をひとつにしているの、相互の往来一切に関して、地域で相互に支援するものであることを明記してあります①。近日、四月十六日に外務省より御命令を頂きました。〔その内容は〕「革命〔政府〕の大臣から書簡が届いた。その内容は、チベット人全員のリーダーシップ（管轄）は中国側の大臣が執り行うものであり、そのため、〔権限を〕移管すべきものという命令であった②。汝等全てのチベット人の管理者を、中国側の大臣に委ねるといふ希望があるならば、そのことに関して何も言うことはない。〔そうではなく〕かつてのやり方のようにモンゴルの衙門に訴え出たいと希望するならば、そのために〔外務省にて〕押印した書類が必要になるものである」とのご命令であります。そのために（中国側が提起してきたこの問題に対処するために）、〔外務省に〕書簡を献上します。その主な内容とは、チベット人僧俗たる我々大フレーに生活（永住）する僧・俗チベット人と、僧俗の貿易商人、〔商業に従事しない〕僧侶達は、これまでイエツン・ボグド・ジェプツンダンパ・リンポチェの保護下において生活し、法令を遵守し続けて参りましたこと、上記のごときであるばかりか、今後もここにいるチベット人僧俗の管理者は主ボグド・ジェプツンダンパ・リンポチェの他には無いのであり、そのことは〔今後も〕変わり無いと申し上げたものであります③。〔モンゴルに住む〕チベット人一切と、〔チベット〕政府の銀行の新・旧管理者が、ともに火龍年の四月二十二日に〔献上します〕。

²⁸ Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив. ФА4-Д1-ХН408-Н1.

③火龍年五月一日（1916年）付在フレ・アムド人の書簡²⁹
（小林亮介氏の翻訳）

かねてより私[ども]ここ[モンゴル]にいるアムド人皆と、貿易商人・僧侶達一切は、主ボグド・ジェプツンダンパ・リンポチェの御慈悲の白傘蓋の涼しい影によって幸福に暮らしております。近日、四月十六日、外務省からの[我々皆に宛てた]御命令を受け取りました。「汝等アムド人が、漢人の革命[政府]の法律を履行するならば、我々側の外務省にとって、何か言うべきことはない。そうではなく、過去のやり方（ジェプツンダンパにより管理を受けていたこと？）同様であるならば、こちらの衙門にて押印した書類が必要である①」、とのご命令でありました。過去より現在に至るまで、依怙尊ボグド・ジェプツンダンパ・リンポチェのご命令に、ここ（モンゴル）にいるアムド人と、貿易商人・僧侶一切らは、従ってまいりました。さらに今後も、主・ボグド・依怙尊ジェプツンダンパ・リンポチェのご命令に確実に従うものであります②。[モンゴルに住む]アムド[人]の管理人（ニェルパ）正副四人と、あらゆる等級の僧俗官僚一切が、火龍年五月一日に献上した証であります。

²⁹ Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив. ФА4-Д1-ХН408-Н2.